

極秘

昭和二十五年度補正予算に伴う税制改正の要綱

(昭二五―二大蔵省)

さきに昭和二十五年九月二十日閣議決定に係る「税制改正に関する要綱」にのつとり次の通り税制の改正を行う。

一、所得税

よりあえず、昭和二十六年一月一日から同年五月三十一日までの支給に係る給与に対する所得の源泉徴収について、

- (1) 基礎控除 年三万円(現行二万五千元)
- (2) 扶養控除 年一万五千元(現行一万二千元)
- (3) 税率 課税所得金額五万円以下二十%ないし百万円超五十% (現行五万円以下二十%ないし五十万円超五十%)

を基準として、暫定的に軽減を行うこと。

二、酒税

昭和二十五年十二月一日から税率の引下げを行うこと。

三、物品税

昭和二十六年一月一日から改正を行うこと。

四、砂糖消費税

昭和二十六年一月一日から国内産砂糖に対する税率を七割とし

五割程度引き下げること。

五、揮発油税

昭和二十六年一月一日から税率を引き下げるとともに現行の従価税率を従量税率に改めること。

税制改正に関する要綱

(昭和五、九、二〇
閣議決定)

所得税

所得税負担の現状にかんがみ、次のように、基礎控除及び扶養控除を引き上げることとし、税率の適用区介を改正すること。

(一) 基礎控除

基礎控除額を年三万四千円へ現行二万五千円へ引き上げること。

(二) 扶養控除

扶養控除額を年一万五千円へ現行一万二千円へ引き上げること。

(三) 税率

税率を次のように改めること。

五万円以下の金額

百分の二十

（現行同上）

五万円をこえる金額

百分の二十五

現行五万円をこえる金額
百分の二十五
〃 八万円をこえる金額
百分の三十

二

酒税	十万円をこえる金額	百分の三十	現行十万円をこえる金額 百分の三十五
	二十万円をこえる金額	百分の四十	現行二十万円をこえる金額 百分の五十
	三十万円をこえる金額	百分の四十五	現行三十万円をこえる金額 百分の五十
	四十万円をこえる金額	百分の五十	現行四十万円をこえる金額 百分の五十
	五十万円をこえる金額	百分の五十五	現行五十万円をこえる金額 百分の五十
	六十万円をこえる金額	百分の六十	現行六十万円をこえる金額 百分の五十
	七十万円をこえる金額	百分の六十五	現行七十万円をこえる金額 百分の五十
	八十万円をこえる金額	百分の七十	現行八十万円をこえる金額 百分の五十
	九十万円をこえる金額	百分の七十五	現行九十万円をこえる金額 百分の五十
	百万円をこえる金額	百分の八十	現行百万円をこえる金額 百分の五十

酒税については、酒造取締りを強化するとともに、小売価格が概ね次の通りに守るよう税率の引き下げを行うこと。
(改正後の酒税小売価格)

三 物品税

生活必需品又は事務用品等について課税の廃止、課税最低限の引き上げ等を行

種類	品名	単位	現行	改正	現行
清酒	特級	一斗	九五〇円	一七五〇円	五五〇円
	第一級	一斗	七五〇円	九五〇円	五五〇円
	第二級	一斗	四六〇円	六四〇円	三九五
合成清酒	第一級	一斗	五〇〇円	六七〇円	三九五
	第二級	一斗	三七〇円	五〇〇円	三九五
焼酎	第一級	一斗	五〇〇円	六七〇円	三九五
	第二級	一斗	三七〇円	五〇〇円	三九五
麦酒	第一級	一斗	五〇〇円	六七〇円	三九五
	第二級	一斗	三七〇円	五〇〇円	三九五

うとらに、物品相互間の推衡等を考慮して次の通り税率の引き下げを行うこと。

(一) 第一種物品

- 甲類 百分の五十（現行甲類百分の七十）
 - 乙類 百分の四十（現行乙類百分の六十）
 - 丙類 百分の三十（現行丙類百分の五十）
 - 丁類 百分の二十（現行丁類百分の三十）
 - 戊類 百分の十（現行戊類百分の二十）
- (二) 第二種物品については右に準じて引き下げを行うこと。

四 釋稅油稅

税率を三割程度引き下げること。（現行小売業百貨販売価格の百分の百）

附 記

砂糖消費税に肉しては、税率を引き下げるとともに輸入砂糖に対する免税を廃止することにつき研究すること。

昭和25年度租税及印紙収入見込額

(単位 百万円) 主税局 25.10.1

税目	(A) 予算額	(B) 現行法による収入見込額	(C) 差増減	(D) 税制改正による見込額	差引増減	A-D
所得税	98,332	114,832	16,500	109,538	Δ 5,294	11,206
源泉徴収税	150,251	120,586	Δ 29,665	120,586	-	Δ 29,665
計	248,583	235,418	Δ 13,165	230,124	Δ 5,294	Δ 18,559
法人税	38,602	59,335	20,733	59,335	-	20,733
法人税	3,114	3,114	-	3,114	-	-
富徴金	2,025	2,025	-	2,025	-	-
法人税	14,548	6,445	Δ 8,113	6,445	-	Δ 8,113
個人所得税	1,380	715	Δ 665	715	-	Δ 665
計	15,928	7,160	Δ 8,768	7,160	-	Δ 8,768
酒税	10,300	10,300	310	10,209	Δ 221	89
砂糖消費税	726	726	-	706	Δ 20	Δ 20
揮発油税	515	6,525	1,372	6,525	-	1,372
物品税	17,258	17,258	-	15,789	Δ 1,469	Δ 1,469
有価証券税	55	27	Δ 28	27	-	Δ 28
通行税	1,042	1,042	-	1,042	-	-
関税及電税	1,500	1,500	-	1,500	-	-
その他	-	1,156	1,156	1,156	-	1,156
印紙収入	4,501	4,501	1,000	4,501	-	1,000
合計	444,600	447,100	2,500	440,096	Δ 7,004	Δ 4,504

備考 税制改正後の収入見込額は次の要領により税制改正を行つたものとして計算した。

(1) 所得税は昭和26年1月支給分より源泉徴収税額を軽減するとして
カット内は公務員の年末手当の支給給付金等又改訂に伴う増収見込額とする

(2) 酒税は昭和26年12月1日より税率を引下げる。

(3) 物品税、砂糖消費税及び揮発油税は昭和26年1月1日より税率を引下げる。